

一般社団法人島根県建設業協会長 様

島根県土木部技術管理課長
(公印省略)

島根県発注工事等における情報共有システム実施要領の一部改定について (通知)

平素より、島根県土木行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、情報共有システムについては令和 3 年 3 月 12 日付け技第 489 号「島根県発注工事等における情報共有システム実施要領」により運用しているところですが、下記のとおり要領を一部改訂しますので、協会員様への周知をお願い致します。

記

1. 改定概要

- ・ 必須工事対象金額を 5,000 万円以上とする
(利用不可理由書の提出で、受注者都合により利用しないことも可能)
- ・ 5,000 万円未満の工事も受注者の申し出により利用可能
(受発注者協議による決定を削除)

2. 適用

- ・ 令和 5 年 10 月 1 日時点でシステムを使用し継続中の工事等
- ・ 令和 5 年 10 月 1 日以降システムを使用する工事等

3. その他

- ・ 島根県職員ポータル土木部技術管理課ライブラリ
- ・ 島根県土木部技術管理課ホームページ
(https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/cals_ec/)
- ・ 周知チラシ

問い合わせ先

島根県土木部技術管理課長寿命化推進室 森山、小畑

TEL : 0852-22-6745 / 6014

FAX : 0852-22-6329

MAIL : ijikanrystem@pref.shimane.lg.jp